

# 鞍手町移住定住創業支援モデル事業補助金 Q&A

R3.7.1 現在

## 1. 目的

**Q1. 移住定住創業支援モデル事業補助金の目的を教えてください。**

A1. 町内での創業を支援することにより、地域経済の活性化と移住定住の促進を図ることを目的としています。

## 2. 対象事業

**Q2. 創業とは、どの時点ですか？**

A3. 創業とは、事業を営んでいない個人が所得税法第229条に規定する開業の届出を行うこと、又は新たに会社を設立し、事業を開始することです。なお、創業の日とは、個人事業者の場合は開業の日（開業届に明記）、会社の場合は会社設立の日（履歴事項全部証明書に明記）を指します。

**Q3. 所得税法229条とは？**

A3.（開業等の届出）のことで、居住者又は非居住者は、国内において新たに不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を開始し、又は当該事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを設け、若しくはこれらを移転し若しくは廃止した場合には、財務省令で定めるところにより、その旨その他必要な事項を記載した届出書を、その事実があった日から1月以内に、税務署長に提出しなければならない。という法律です。

**Q4. 「会社」とは何が該当しますか？**

A4. 会社法上で定義される株式会社、持分会社（合名会社・合資会社・合同会社）が該当となります。そのため、一般社団法人やNPO法人等は対象外となります

**Q5. 補助対象外となる業種を教えてください。**

A5. 鞍手町移住定住創業支援モデル事業補助金公募要領表1に記載のない業種又は表2に記載のあるふるさと納税返礼品に該当しないものは対象外となります。また、以下の事項に該当するものも補助対象外となります。

1. 税金等に滞納がある場合
2. 町内での店舗移転
3. 仮設テント、仮設店舗等で事業を行っている、又は行おうとする場合

4. 他の者が行っていた事業を承継して行う、又は行おうとする場合
5. 暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者の創業
6. 風営法に基づく届出を要する事業
7. フランチャイズチェーン等画一的な営業を行う場合

**Q6. 既に開業しているものは対象ですか？**

A6. 対象になりません。申請日時点で、既に開業しているものは対象となりません。

**Q7. 現在、事業をしており、今の事務所を改修し、業種を変更した場合は支援の対象ですか？**

A7. 既存の業種とは異なる事業を開始する場合は対象にはなりません。

### 3. 対象者

**Q8. 鞍手町民のみが対象ですか？**

A8. 鞍手町民及び鞍手町に移住する方を対象としています。

**Q9. 一度廃業したものが再度、事業を始めた場合は対象となりますか？**

A9. 対象となります。ただし当該補助金の交付を受けたことがある者、及び補助金の不正受給を防ぐため、悪質で計画的なものを除きます。

**Q10. 個人Aが行っていた事業を廃業した後、その財産（店舗や機材）を引き継いで、個人Bが創業する場合、新規創業と認められますか？**

A10. 認められます。廃業後に事業を営んでいない個人が財産を引き継いで創業する場合は対象となります。

**Q11. 過去に経営し、既に空き店舗、遊休施設となっている事務所で子などの親族が新たに事業を開始した場合は、支援の対象となるか？**

A11. 全く別の事業であるなど事務所の承継ではなく、創業出店と認められる場合は支援の対象となります。

**Q12. 金融機関等の融資が受けられない者は、支援の対象とならないのですか？**

A12. 対象とはなりません。融資決定の過程で金融機関から事業計画や経営についての評価・審査もなされることとなりますので、その事業がある一定の水準にあることを担保できると考えております。

**Q13. 現在、店舗建築中ですが支援の対象となりますか？**

A13. 開業前であっても補助金交付決定前にすでに着手しているものについては、支援の対象になりませんので申請の際はご注意ください。

#### 4. 補助内容

**Q14. 補助対象経費を店舗等の賃料、改修費、設備費、広報費、登記等の経費などとしたのはなぜですか？**

A14. 創業者が一番関心を持たれるのは初期費用をいかに確保するかということであり、開業するために必要な初期費用を対象としたものです。

**Q15. 店舗併用住宅等の扱いはどうなっていますか？**

A15. 店舗等が住居を兼ねる場合の建築、改修の場合、住居等他の用途に供される部分と明確に区分された店舗等占有部分に係るものに限りします。

#### 5. 補助金額

**Q16. 補助金は、必ずもらえますか？**

A16. 補助金の申請は、補助金の交付を約束するものではありません。補助金の交付は毎年度予算の範囲内で行うこと、また申請者の方にプレゼンテーションを行っていただき、審査を行ったうえで交付決定をするため、審査の結果、補助金が交付できない場合もあります。

**Q17. 補助金は前払いで交付できますか？**

A17. 本事業の補助金交付は、実績があって行われるものですので、支払いは事後（各種補助金対象経費の支払を済ませていただいた後）になります。実際に補助金の請求をしていただく際は、補助対象経費を支払ったことがわかる書類を添付していただき、町で確認した後、支払いを行うこととなりますので十分注意してください。

**Q18. 交付決定を受けた後、補助対象経費の支払に追加がある場合はどうすればよいですか？**

A18. 当初の申請内容に変更がありましたら、早めに地域振興課へご相談いただき、変更申請書を提出してください。内容を確認の上、変更内容が適当と認められれば、追加で補助対象とすることができます。ただし、補助対象経費の20パーセント以内の軽微な変更については、この限りではありません。

### Q19. 補助金の加算とは何ですか？

A19. 地域経済の活性化を図るため、鞍手町で創業される方に100万円（限度額）、創業に伴って移住される方に単身世帯であれば限度額の5分の1、複数世帯であれば限度額の2分の1、また若年者（40歳未満の方）に鞍手町在住であれば限度額の5分の1、移住者であれば限度額の2分の1を加算します。

#### 【補助金の考え方】

○補助対象経費が500万円。移住予定者（複数世帯）で若年者の場合。

基本限度額 100万円	移住 加算 50万円	若年 加算 50万円	自己資金 300万円
----------------	------------------	------------------	---------------

500万円

- ①  $500 \text{万円} \times 1/2 = 250 \text{万円}$  → 上限 100万円
- ②  $100 \text{万円} (\text{基本限度額}) + 100 \text{万円} \times 1/2 (\text{移住加算}) + 100 \text{万円} \times 1/2 (\text{若年加算}) = 200 \text{万円}$  【補助金額は200万円】

○補助対象経費が200万円。移住予定者（単身世帯）で若年者の場合。

基本限度額 100万円	移住 加算 20万円	若年 加算 50万円	自己資金 30万円
----------------	------------------	------------------	--------------

200万円

- ①  $200 \text{万円} \times 1/2 = 100 \text{万円}$ （基本限度額）
- ②  $100 \text{万円} (\text{基本限度額}) + 100 \text{万円} \times 1/5 (\text{移住加算}) + 100 \text{万円} \times 1/2 (\text{若年加算}) = 170 \text{万円}$  【補助金額は170万円】

## 6. 審査

### Q20. プレゼンテーションはどのように行うのですか？

A20. 申請時に提出していただく「提案書」を用いて、創業に対する強い気持ちをPRしてください。

### Q21. 審査はどのように行うのですか？

A21. 提出書類の内容を確認し、必要があれば現地確認などを行い、プレゼンテーショ

ンを経て、①妥当性、②実現性、③優位性、④継続性、⑤地域貢献、⑥波及効果、⑦熱意等の審査基準に基づき審査会において専門家等のご意見をいただきながら、審査を行います。

## Q22. 現地調査はありますか？

A22. 補助事業等の適正を期するため必要があるときは職員が現場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することや、補助事業等の関係者に質問することがあります。また、調査により、規定に適合しない事実が明らかになった場合には、補助事業者に対して、適合させるための措置を命ずることがあります。

## 7. 支援機関

### Q23. なぜ商工会の支援が必要なのですか？

A23. 町は商工業の総合的な発展を図るため、商工会の経営改善普及事業に対し補助をしており、これらに関連する業務の一つとして、創業支援事業のご協力をいただいています。

商工会は、事業の一つとして創業相談や経営指導を行っています。こうした相談・指導等の経験や蓄積があることから、創業される方に本制度の申請の前に「創業計画書」の作成指導を受けることは、創業者の今後の事業運営に有益であると考えられます。また、その過程で創業計画書や経営についての指導・助言もなされることとなりますので、事業内容を把握した上で、その事業がある一定の水準にあることを担保できると考えています。

## 8. 補助金の取り消し・返還

### Q24. 鞍手町移住定住創業支援モデル事業補助金を受けた後も何か注意すべき点がありますか？

A24. 補助金で取得した財産は適切に管理してください。5年以内に処分等する場合は、事前にご連絡ください。もし不当な理由により財産処分を行った場合は、補助金を返還していただきます。

また、5年未満で事務所を市外へ移転するときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金を返還していただきます。

## 9. その他

### Q25. 申請の時期はいつですか？

A25. 7月1日（木）から8月31日（火）まで申請を受け付けます。  
審査会は9月初旬に開催する予定です。

**Q26. 補助金の交付決定前に補助対象経費に係る備品購入や改装工事を実施してよいでしょうか？**

A26. 補助対象経費に係る購入・発注等の実施は、補助金の申請後、補助金交付決定通知書を受けてから行ってください。補助金交付前に補助対象経費に係る購入・発注等を実施した場合には、補助金は交付されません。

**Q27. 創業後のフォローアップはどのようなものがありますか？**

A27. 創業後のフォローアップを適切に行っていただくためにも是非商工会へのご加入をご検討ください。商工会では、会員のご希望に応じたきめ細かな伴走型支援を行っています。

**Q28. 補助を受けたにもかかわらず、事業を中止する場合はどうなりますか？**

A28. やむを得ず事業を中止する場合は、事前に地域振興課までご連絡いただき、変更申請書を提出していただきます。この補助金の目的は、町内で創業し継続して事業を実施していただくこととなりますので、場合によっては補助金の返還を求められることがあります。